

令和2年第2回定例会議案審査特別委員会会議録

令和2年 6月12日 午前10時00分 開 議

出席委員

委員長	岡 崎	勉
副委員長	来 栖 丈	治
委員	矢 口 龍	人
委員	鈴 木 良	道
委員	中 根 光	男
委員	佐 藤 文	雄
委員	古 橋 智	樹
委員	田 谷 文	子
委員	川 村 成	二
委員	設 楽 健	夫
委員	櫻 井 繁	行
委員	宮 嶋	謙
委員	久 松 公	生
委員	小 倉	博
委員	櫻 井 健	一

欠席委員

な し

出席説明者

市 長	坪 井	透
副 市 長	横 瀬 典	生
市長公室長	小松塚 隆	雄
総務部長	木 村 俊	夫
市民部長	山 内 美	則
保健福祉部長	君 山	悟
教育部長	田 崎 守	一
政策経営課長	槌 田 浩	幸
情報広報課長	齋 藤 裕	之
総務課長	坂 本 重	男
企画監	大和田	浩
検査管財課長	加 藤 洋	一
市民協働課長	中 泉 栄	一

国保年金課長	大久保	勉
市民課長	関	克明
社会福祉課長	金子	俊文
介護長寿課長	小泉	一司
子ども家庭課長	幕内	浩之
健康づくり増進課長	川原場	宗徳
監査委員事務局長	乾	文彦

出席書記名

介護長寿課	櫻井	理帆
観光課	中村	聖人
議会事務局	柏崎	博子
議会事務局	澤田	幸一

議 事 日 程

令和2年 6月12日（金曜日）午前10時00分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案の審査

- (1) 請願第 3号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願
- (2) 議案第21号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第22号 かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第23号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第24号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第25号 かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第26号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第27号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）
- (10) 議案第29号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

開 会 午前10時00分

○岡崎 勉委員長

おはようございます。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和2年第2回定例会議案審査特別委員会を開きます。

それでは、書記を追加して指名します。

介護長寿課 櫻井理帆君、観光課 中村聖人君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

○岡崎 勉委員長

初めに、請願第3号 国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

ここで、紹介議員から本請願の内容について、説明を求めることにいたします。

○佐藤文雄委員

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書の提出ですが、実は私は、櫻井さんと杉山さんの守る会というのに入っております、再審決定から最後まで支援をしてみたい。そういう関係で、今回、皆さんにもリーフレットをお渡ししましたが、こういう守る会の運動を支援するような市民の会という再審法改正を目指す市民の会というものにぜひ協力してほしいということをお伝えして、提出をした次第であります。

特にこの冤罪が起こる主な原因というのは、うその自白が証拠となって有罪確定されるということになるんですね。昔から自白は証拠の王様という考え方が背景にあるようです。そこで、自白の任意性を保障するために取調べの可視化、これが録音とか録画が近年導入されて、現在は可視化され、さらに進めるために、全取調べ過程の可視化、取調べに対する弁護士の付き添い、これはアメリカ、イギリス、ドイツ、韓国、台湾などは既に実施しておりますが、この改革が必要だということで日本弁護士連合会などから出されているわけでありまして。これらは冤罪を防止するための改革策であります。

添付資料にも日本弁護士連合会の決議があると思いますが、再審制度というのは、誤審による冤罪被害者の救済制度で、我が国では刑事訴訟法に19の条文をもって定められていますけれども、大正11年、いわゆる1922年につくられたものが現在そのままになっています。日本国憲法を制定時に新憲法で採用された被逮捕者、被告人の権利保障が再審制度に取り込まれずに戦後70年余たった今でも再審請求人の手続き面における権利保障が確立されておられません。その典型例が検察手持ちの証拠を再審請求人、弁護人に開示する明文の規定が存在しないということです。再審開始は新証拠の有無が決定的で、検察の手持ちの非開示証拠が鍵となるんですね。裁判官が検察に開示を命じて、何と、従う義務がないんです。これを最低でも通常審、通常の刑事裁判においても証拠開示のレベルに引き上げることがこの求める法律改正の目標です。

通常の刑事裁判、いわゆる通常審というのは、裁判員制度の導入、これ2004年ですが、市民裁判官に事件の内容や有罪か否かが判断できるように、その必要に応じて検察手持ちの証拠が開示されるようになって、さらに2016年、平成28年ですが、刑事訴訟法改正におきまして、証拠の一覧表の交付制度、検察が手持ちの証拠の一覧表を裁判所、弁護側に提出するということが新設されたんです。この一覧表から裁判、いわゆる被告の有罪か否かによって重要な証拠が開示請求ができて、裁判官が検察に開示を命ずる傾向が増えてきたようです。このように通常審における証拠開示については全面的証拠開示には及ばないのですが、一定の制度的な前進は見られています。

もう一つが、再審開始決定に対する検察側の抗告権です。近年、マスコミでも注目されました松橋議員事件や湖東事件、大崎事件、袴田事件、この4件は一旦下級審において再審決定が出されたにもかかわらず、再審請求人の主張が認められたのですが、検察側の不服申し立て、いわゆる抗告ですが、これで最高裁に継続するようになりました。長い年月をかけて再審決定をしたとしても、それに対する検察側の不服申し立てが許されると、再審開始の要件の高いハードルを一度超えた請求人に対して、さらに重い防御の負担を課して、長い審理時間も要することになっているわけでありまして。これでは冤罪被害者の速やかな救済は期待できず、憲法適合性においても疑義を生じかねません。アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、カナダ、韓国、台湾では、もう再審制度において検察側の不服申し立ては認められていません。そういう意味では人権救済の喫緊の課題であります再審制度の改革にぜひご理解いただきたいと思っております。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ないようですので、紹介議員、佐藤文雄君に対する質疑を終了いたします。

それでは、本請願の取り扱いにつきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは、ないようですので、これより討論を行います。
討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。
これより、請願第3号を採決いたします。
請願第3号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。
よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。
次に、ただいま本委員会で採択いたしました請願第3号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ意見書の提出が求められております。
それでは、「刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を求める意見書について」を議題といたします。
意見書案をタブレット端末にお送りしますので、お目通し願います。
ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時10分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前10時11分]
それでは、意見書案につきましてご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

それでは、発言がないようですので、これより意見書案につきまして採決いたします。
本意見書案を国の関係機関に提出することについてご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。
よって、本意見書案は全会一致をもって国の関係機関に提出すべきものと決定いたしましたので、その案文を議長宛てに提出させていただきます。
なお、本意見書案につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛てに申し出をしたいと思います、よろしいでしょうか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。
それでは、そのように決定いたしました。
ここで、暫時休憩いたします。 [午前10時12分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前10時13分]

○岡崎 勉委員長

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○市長（坪井 透君）

改めましておはようございます。

引き続きまして、令和2年第2回定例会議案審査特別委員会を開催をいただきまして、ありがとうございます。

昨日、本会議から付託をされました議案につきまして慎重に審査をいただきまして、可決賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶といたします。

○岡崎 勉委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

議案集及び議案概要書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。

また、能率的、効率的な委員運営を図るため、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

○岡崎 勉委員長

初めに、議案第21号 かすみがうら市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

監査委員事務局から特に補足説明等はございませんか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

先日ご説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

委員長の任期の問題になっているようですが、審査申出がなくても毎年委員会を開催する必要がある。だから、簡素化を図るために委員の任期を延ばしてしまおうということになっているようですが、実際に当市では審査申出がないという事態はどのくらいありましたか。例えばこの近年10年間でこの問題に全く関わってなかったという事例について教えていただけますか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

お答えいたします。

過去10年間の審査申出の件数は4件でございます。ならしますと、毎年提出があったというような形ではない状態でございます。

○佐藤文雄委員

10年に4件でしょう。だから、例えば何年に1件とか、何年に1件で合計4件だというふうに、そうすると、これは時系列が分かるじゃないですか。これは毎年ではないから、3年でしょう。10年だと、3年掛ける3年が9年。10年ですから、毎年1件ずつだったら、3年に1件ずつあってもおかしくないですよ。そのことでちょっと聞いたんですよ。分かりますか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

近年ですと平成29年に1件、平成27年に1件、平成25年に1件提出がございます。

○佐藤文雄委員

もう1件。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

すみません、平成30年にもう1件ございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第23号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等ございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

議案第23号につきましては、特に補足説明はございません。どうぞよろしく願いをいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

通知カードの再交付というか、通知カードの追記欄の余白がなくなったとき、その他の再交付がやむを得ないとして市長が認める場合は除くというのですが、これよく意味が分からないので、教えてくださいませんか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

手数料を頂く内容といたしまして、通知カードを再交付した場合には500円頂くという内容でございます。その場合、通常再交付というものは紛失という形になると思うのですが、通知カードの追記欄の余白がなくなったときということでございます。ですので、紛失ではなくて、通知カードに住所等の変更があった場合には通知カードの追記欄に記入をしていくのですが、そういった余白がなくなった場合、再交付ということになります。そちらは無料で再交付をしていたものであります。手数料条例は、紛失の場合は再交付500円頂きますけれども、こちらに括弧書きで書いてありますように、

余白がなくなったとき、その他やむを得ない事情ということがある場合には、無料で交付していたというものでございますので、これも含めて今回削除をさせていただくものでございます。

○佐藤文雄委員

追記欄がなくなるという例は、かなりあるのですか。当市では、そういう通知カードの中にいろいろ書いてあり、それも目一杯になってしまっただけという事態は、これまで例がありますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

実績につきましては、私どもでちょっと押さえてないものですから、市民課で分かる範囲でお答えいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○市民課長（関 克明君）

裏書き欄の追記でございますが、かすみがうら市におきましては、年度を通算しましてそれほど件数はない状況となっております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第 28 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本日、審査予定の保健福祉部健康づくり増進課の質疑が終わった後に、討論並びに採決いたします。

それでは、市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

議案第 28 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、情報広報課に関する部分につきまして、情報広報課、齋藤課長よりご説明を申し上げたいと思いますので、よろしく願います。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○情報広報課長（齋藤裕之君）

それでは、情報広報課所管の補正について、ご説明させていただきます。

議案集では27ページになります。

歳出で、最初の表、2款総務費で上から3番目、11目の情報管理費でございます。04基幹系電算システム管理事業72万6000円は、12節の委託料で、子ども家庭課の児童扶養手当システムタスククラウドシステムへ移行する業務委託33万円でございます。また、13節の学校教育で開始されます就学援助システム導入に関します使用料、こちらについて39万6000円を補正するものでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、情報広報課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

ないようですので、質疑を終結いたします。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、教育委員会から特に補足説明等はございませんか。

○教育部長（田崎守一君）

それでは、議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について、教育委員会の学校教育課所管に関する補正を説明いたします。

議案概要書は11ページから15ページとなっております。

議案集で説明をさせていただきます。

まず、歳入で、26ページをお願いしたいと思います。

○岡崎 勉委員長

暫時休憩いたします。 [午前10時25分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前10時26分]

○教育部長（田崎守一君）

失礼しました。それでは、議案集26ページになります。

歳入でございます。

中段下になります。21款5項7目雑入でございます。右側説明欄、学校臨時休業対策費補助金73万9000円、文部科学省からの全国学校給食会連合会を通しましての補助金で、補助率は4分の3となっております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

28ページをお願いいたします。

2段目の10款2項1目小学校管理費、右側説明欄09の小学校給食管理運営事業66万1000円、併せまして、その下の段の10款3項1目中学校管理費、右側説明欄07中学校給食管理運営事業32万5000円、両方とも学校臨時休業対策費負担金で、これは本年3月分の新型コロナウイルス感染症対策に係る臨時休業に伴う学校給食における米飯、パン、麺にかかる委託加工賃で、食材等の違約金に当たることから、公益財団法人茨城県学校給食会へ負担するものでございます。負担率は先ほどの歳入の国から

の4分の3、本市におきましては4分の1で、合計でその歳出金額となっております。

なお、負担金の8割に対しては特別交付税が該当になるということで通知を受けております。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、学校教育課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

これは国からの支援金というか、それを雑入に入れているのですか。地方創生だっけ、臨時交付金みたいなやつでしたか。それが4分の3で、当市が4分の1の負担で、支出先は学校給食会ということで、これは全国的にこれが行われているということで理解していいですかね。これ3月分になってますが、4月もやってませんよね。5月もやってません。そういうのは次の課題になるということでしょうか。ちょっとその点も併せて教えていただけますか。

○教育部長（田崎守一君）

これは先ほど委員が言われたように、学校臨時休業対策費補助金で、その中の学校給食費返還等事業に該当するものでございます。これはあくまでも令和元年度の3月分でございます、今年度の4月分、5月分についてはまだそういう通知はございません。

全県的、全国学校給食会を通しまして、各県の給食会、うちのほうですと茨城県の学校給食会で対応しているという内容です。

○佐藤文雄委員

ということは、3月分ですので、令和元年度分という形で国から下りてきたけど、もう令和2年になれば、また新たなそういう指示というか、補助金が来ると予想されるわけですか。どうでしょうか。

○教育部長（田崎守一君）

今、委員が言われたように、今回は令和元年度の3月分です。4月分、5月分については、まだそのような国からの通知等は、連絡は入っておりません。

○佐藤文雄委員

いや、だから、連絡入ってないけど、恐らく来るのでしょうかと聞いているんです。だって困っているわけだから、学校給食会もね。食材を提供するというふうには、余ってしまって困ったというところがたくさんありますよね。それをどういうふうには給食で提供していた。特にお米ですか。パンとか麺というふうにおっしゃいました。主食ですよ。それについては大変な落ちになるわけですよ。そういう業者の人たちが大変困るわけですから、4月も5月も同じような事態になっているわけですよ。そういうものに対しての補填は必要だと思うんです。もしそういうことが分からなければ、逆に要請をするとか。これはどうするのですか。これは県に聞いてもよろしいと思いますが、今、実際に困っているわけですよ。学校給食の量というのは多いですよ。量も金額も圧倒的に多いと思うんですよ。そういう点でそういう事業者の人、提供する人たちを救済するということは喫緊の課題だと思います。ですから、そういうことも含めて、やはり要請をするということも含めて検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○教育部長（田崎守一君）

参考にしていきたいと思っております。

○古橋智樹委員

今の佐藤委員の関連ですが、うちは学校給食は公会計ではないですよ。さも公会計のような扱いに今の説明の中、やりとりの中では感じるんですけども。支出先は、各市内の学校に一旦実際は行

くわけですか。そうしないと、直接、各給食材料などを取り引きしているところは学校との契約ですから、だから、公会計でやっているところと、各自校方式でやっているところ、その違いがあるのかなとちょっと不思議に思ったのですが、そのあたり補足説明いただくことはできますか。

○教育部長（田崎守一君）

古橋委員のおっしゃるとおり、かすみがうら市は私会計で行っている。結局、学校で行っているのですが、違約金ですので、それが直接保護者にはね返ってしまうわけです。そういうのを保護者の負担にならないようにということで、市でそれを間接的な契約者ということになりますので、市で4分の1を補助して、国は4分3ということで対応させていただいたところでございます。

○古橋智樹委員

それぞれ肉であったり牛乳であったり、多数の事業者がいると思うのですが、先ほどの説明だと、一括して学校給食会というところに払う。そこから各材料の負担割合に応じて分配されるというイメージですか。

○教育部長（田崎守一君）

茨城県学校給食会連合会につきましては、あくまでも主食でございます。だから、米飯、麺、パンと、この3種類をお願いしているわけございまして、牛乳につきましては、いばらく乳業株式会社に直接頼んでいるわけですがけれども、そこにつきましては、違約金は要らないという申出がございました。その他の食品に対しても、年度中に使ったり、冷凍ものなんかは4月とか5月に使いますので、そういうことが発生しないというふうに確認をしております。

○岡崎 勉委員長

古橋委員、よろしいですか。

○古橋智樹委員

はい。

○佐藤文雄委員

何か金の流れがよく分からないですよね。今、古橋委員が言ったように、公会計ではないというところもありますけれども、主食についてはこういう形で賄っているんだけど、実際に当市では、給食費は徴収しているのですか。3月分の給食費は徴収しているのですか。

○教育部長（田崎守一君）

3月分は、徴収しております。

○佐藤文雄委員

徴収したけれども、使わないですよね。徴収したけれども、給食は出してないですよね。そうすると、それはどう理解すればよろしいのですか。

○教育部長（田崎守一君）

3月分を徴収して、3月2日から国の休業の要請がありましたので、当市においては準備期間ということで、3月6日から臨時休業にしたのですが、その間、給食は出しております。そこで使えるものは食材、先ほどの古橋委員の質問と重なってしまいますけれども、使えるものはまずは使ってもらって、残りのお金については、在校生については4月分へ繰り越したしまして、4月分では集めない。卒業生については精算して、お返ししたという流れでございます。

○佐藤文雄委員

4月分は集めないでと言いましたけれど、4月もやってないでしょう。5月もやってないですよね。4月分は徴収しないのはわかりますよ。5月分は徴収したのですか。

○教育部長（田崎守一君）

4月は1日だけ登校日がありましたので、給食を出しております。結局、その繰り越しがありますので、5月分は現在のところは徴収しないで、3月分を繰り越したものの、4月に1日だけ食べて、残りを5月に繰り越していますので、それで運用してるという流れでございます。

○佐藤文雄委員

だから、3月は一定程度やったけれども、4月は1日だと。合計で6日になるのか、5日になるのかよく分かりませんが、でも、それは3月分の給食費で、5月分は徴収しないで、その分が6月に回るということになってしまうんですかね。5月はやってないからね。6月に回るということは、6月分は徴収しないということになるのでしょうか。それともその差額分は徴収するんですか。その辺教えてください。

○教育部長（田崎守一君）

その辺は各学校によって調達方式も違いますので、各学校長の判断になると思いますが、最終的には6月で徴収しても年度末の3月では調整する形に持ってくるというようなことでございます。

○佐藤文雄委員

各学校に違いがあるというのは分かります。ですから、これ実際に保護者の皆さんの思いですから、給食食べてないのに徴収されるのはおかしいのではないかと。この前、私が質問したら、1万円は2カ月分の給食費だなんてとんでもない発言したでしょう。みんなそんなこと思わないですよ。ですから、それは各学校でどういうふうになっているのかはちょっと調査していただいて、後で教えてくださいませんか。これは皆さんに資料として提出していただきたいと思うのですが、いかがですか。

○教育部長（田崎守一君）

各学校の状況を調査して、後で提出したいと思います。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第25号 かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第25号 かすみがうら市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明は特にございません。よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この前、専決処分した国保の傷病手当がありましたよね。それと今度は後期高齢者にも適用するというのが広域連合で決まったと。広域連合の中で処理するんだけど、実際に実務だけは各自治体、当市でやると。ということは、その実務については費用が発生するわけではない。ただ条例を改正す

るということだけですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

あくまで市は、その減免の申請書の受付をするという事務でございまして、その後の処理については広域連合で処理をするということでございます。

○佐藤文雄委員

いや、だから、受付事務は当市がやる。その受付事務については、広域連合に対してサービスでやってしまうということですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

特にサービスという捉え方はしておりませんが、通常の事務として遂行するということでございます。

○佐藤文雄委員

何か公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月28日から適用するというのは、これはどう理解すればいいのですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

広域連合の専決処分が4月28日ということございまして、本来、同日付けで当市の条例も改正できればよろしいんですけども、そういった時間がございませんでしたので、市の条例改正は6月の定例議会に提案をいたしまして、実際の適用日を4月28日に遡及をさせていただいたものです。

○岡崎 勉委員長

佐藤委員、よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第26号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議

題といたします。

市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第26号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明は特にございません。よろしくお願いたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

減免を受けようとする者は納期限前に申請書を提出するというのが今までだったと。新型コロナウイルス感染症の影響によってと認める場合は、納期限が経過した税額についても減免の対象とするというのがありますが、ちょっとこの意味を教えてください。

○国保年金課長（大久保 勉君）

お答えをいたします。

現行の条例でございますと、税の減免については納期限到来前の申請を原則としておりますが、コロナウイルスの関係での減免については、本年の2月1日から納期限のものにまで適用するということとしますので、そうしますと、既に納期限が経過しているものがございますので、その分まで減免の対象とするために現行の条例の納期限という部分を削除すると、そういったことでございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、市民部から特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、市民部所管につきまして、市民協働課、中泉課長から説明いたします。よろしくお願いたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、議案第28号の令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、市民協働課所管分について説明をさせていただきたいと思います。

議案集26ページです。

歳入が、下から2段目、21款5項7目の自治総合センターコミュニティ助成金310万円のうちの250万円。歳出が、議案集27ページの2段目、2款1項10目03自治振興事業（政策）の18自治総合センターコミュニティ助成金250万円でございます。議案概要書はただいま出ていますとおり、12ページ、13ページということになっております。

これは自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業として、地域が自主的に取り組むコミュニティ活動に必要な備品などに対し、助成を行うものでございます。今年度は逆西二区の獅子山車の整備費286万円に対し、250万円の助成を行うこととなっております。同事業は、毎年、前年度の9月末から10月頃に市から自治総合センターに申請。3月末頃に採択決定というスケジュールとなっていることから、6月補正予算をさせていただくものでございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結いたします。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第22号 かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（木村俊夫君）

議案第22号 かすみがうら市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、前回、全員協議会でご説明をさせていただきましたとおりでございますので、補足の説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

この条文中、3条に「電子情報処理組織を使用する方法により」とあります。そもそもこの情報処理組織というのは、文中に括弧書きで詳細書いてあるわけですが、どんなことを言っているのか教えていただきたいと思います。

○総務課長（坂本重男君）

電子情報処理組織と規定しておりまして、こちらにつきましては、電子計算機と電子通信回線で接続した電子情報処理組織ということでございまして、いわゆる情報システムを指している内容と認識しております。

○来栖丈治委員

システム全般で、これはマイナンバーカードの作成とかの業務を指しているとは違いますか。

○総務課長（坂本重男君）

マイナンバーの利用につきましても、この電子情報処理組織を利用するということもございますが、マイナンバー以外にも具体的に言いますと、いばらき電子申請・届出サービスなどのシステムの利用ということで認識しております。

○来栖丈治委員

この参考資料の改正前と改正後というのを見ますと、改正前は、二度、この電子情報処理組織という言葉が出てきて、括弧書きで2回説明書きが加えられておりましたが、この改正案で言うと、20カ所近くこの言葉が出てまいります。国から条例の改正の例文なんかを示されているのかどうかは承知しませんが、括弧書きの表現というのは、基本的には以下の表現を省略するときを使うことが多いと私は認識しているわけです。今回、一度説明書きがあつて、以下20回ぐらいの電子情報処理組織という表現があるわけですが、その場合、条文の定義の中にそれを書くことで条文中をすっきりさせることができるのかなと私は考えたわけですが、法令審査会の中で、そのような議論があつたのかなかつたのかを確認し、また、ルール上、特に問題はないとは推察しますが、その辺のところも加えて教えていただきたいと思ひます。

○総務課長（坂本重男君）

今回のこの条文の改正につきましては、法律の改正に合わせて文言の修正をしている状況でございます。そういったことで、以下同じというようなことで、電子情報処理組織の文字は、以降、委員ご指摘のように多く出ているような状況です。

法令審査の中では、特に指摘等はなかつたと理解をしております。

○来栖丈治委員

あくまで表現方法ですから、文書法制上、ルール上問題がないということであれば、私は結構です。

○佐藤文雄委員

書面で申請した行政手続きをインターネットを通じて可能にする法律、簡単に言うと、今までは書面でやっていたのを全部インターネットでもやれるようにするというのが、この核心部分でしょうか。例えば、文書でこういうことはこういうふうにやっていたけれども、これはこういう形でインターネットでできるという、何かそういう例示があると分かりやすいんですけども、説明できますか。

○総務課長（坂本重男君）

委員ご指摘の部分につきましては、概要書の中でインターネットを通じて可能にする法律であるという記載をさせていただいております。この件につきましては、既に本条例は合併当初から策定しております。今般の改正につきましては、既にインターネットを通じて利用できる条文は作成しているのですが、その後今回法改正がありまして、追加で利用が可能となった部分を追加させていただくということです。

ご指摘のように、行政手続きについては、本来書面での手続きということですが、それをインターネットを通じた手続きを可能とするという条例でございます。具体的には先ほどお話をさせていただきましたが、いばらき電子申請・届出サービスというようなサービスがございまして、本市では年度当初19手続き、住民票や除票の写しの交付や犬の登録事項変更届け、納税証明交付申請書など、そういったものは既に利用できるという状況です。そのほかにも、地方税申告手続き、いわゆるe L T A Xも既に利用が可能です。そのほか入札の関係では、建設工事等電子入札システムは県のシステム

を利用しているシステムと、さらには図書館蔵書検索予約システムは市独自のシステムですが、こういったものが主なものとなっております。

○岡崎 勉委員長

よろしいですか。

○佐藤文雄委員

はい。

○設楽健夫委員

具体的には、参考資料の44ページで話をさせていただきますけれども、中段に新しい方では、電子情報処理組織を使用する方法により、この電子情報処理組織を使用するほうの上に規則等で定めるといふ、前回もそういう記載が多かったと記憶しているんですけども、それが非常に多いんですね。これについてちょっと説明していただけますか。

○総務課長（坂本重男君）

こちらの条文の中の規則等で定めるといふことにつきましては、条例については主な部分について条例で定めまして、そのほか詳細な部分については規則への委任をしているという内容でございます。ただいまご指摘がありました電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式につきましては、条例に並行しまして規則の整備をいたしております。その中で第9条5項によって定める内容でございまして、識別番号及び暗証番号の入力、また希望する旨の届出などを規則で定められておまして、こういった希望する旨の届出がある場合に限り、この処分の通知をすると規定するものでございます。条例については、あくまで総合的なものを表記しまして、その詳細については規則への委任ということでございます。

○設楽健夫委員

ここで記載されている規則等で定めるといふ記載がありますけれども、規則以外のこの措置について定める場合の事例について、ちょっと教えていただけますか。

○総務課長（坂本重男君）

条例が一番上位の例規でございまして、そのほか規則や告示、要綱など、それぞれその重要度に応じて例規の事項がございます。そういったことで規則、さらには告示などで定めるといふことでございます。

○川村成二委員

インターネットを通じた行政手続きの名称変更に伴う改定だと思いますが、当市の状況について、今説明があったんですけども、県全体で見たときに、かすみがうら市のインターネットを通じた行政手続きはどのような位置にあるのでしょうか。もっと改善していかなければいけないのか。結構上位の対応をしているのか。その辺についてお聞かせください。

○総務課長（坂本重男君）

県内の状況ということでございます。こちらにつきましては、正式な数字等はただいま把握はしておりませんが、先ほど申し上げましたばらき電子申請・届出サービスは、県のサイトにおきまして、それぞれの市町村の状況が確認できる状況になっております。そうした中で概略を見ますと、本市においては、先ほど申し上げましたが、大体20手続きほどございます。ざっと目を通しますと中位、真ん中程度にはいるのではないかと。規模の小さい町、村などでは、この手続きがかなり少ないという市町村もございますので、手続きの県内の状況としては中位か、それ以上か。大体通常の部類かなと認識しております。

○岡崎 勉委員長

よろしいですか。

○川村成二委員

はい。

○古橋智樹委員

今回の大幅な盛り込みの改正ですが、これまで議会に、今後この改正で、これだけのインターネットの手続き改正ができるようになりますとかご提示いただいたことはありますか。総務委員会とか。私はちょっと記憶ないのですが、いきなりこうやって改正で公布の日からと、いつするのか分かりませんが、今度これで何ができるのかなと。私は事前に聞いていたのは、何か放課後児童クラブ関連で改正すると聞いていたので、改めて見ると大分文字の入替えがあるので、だから、ほかにもいろいろインターネットで手続きできるものが増えるのかなと思いました。まず、いつからこういうものを市民の皆さんもインターネットでできますというようなものを、議会に頂いてますかね。どちらかという企画サイドの内容なのかもしれないですけども、私はちょっとそういう情報がなかったので、それにしても大分大きい手間をかけた改正なので、よろしくお願いします。

○総務課長（坂本重男君）

こちらの条例につきましては、先ほど佐藤委員の質疑の中でもちょっと触れさせていただいたのですが、この条例自体につきましては、基礎的な部分は、合併当初の平成17年3月28日に条例11号という形で規定をしております。そういった中で、利用ができるというような規定になっておりますので、全ての手続きをオンラインで実施するというような内容ではございません。事務手続きがオンラインでできるものについては、順次整備を進めてきたものというように認識をしております。

大きな流れとしましては、先ほど申し上げましたいばらき電子申請・届出サービス、こちらが県としてそういったサービスを開始しまして、当市では2015年の5月18日に、まず6手続きほど。こちらが戸籍の附票の写しの交付請求、固定資産評価公課証明交付申請、市政情報の公開請求、市政情報の任意的公開の届出と、住民票除票の写しの交付請求、付記転出届というような事務が、県のシステムを活用して手続きを開始したという状況になっております。その段階で議会へ開始の説明をしたかということにつきましては、ちょっと把握しておりません。

今回の条例改正につきましては、基本的には既にできるような条項になっておりましたが、今回の法改正で大きくは本人確認を可能にすること、さらに納付をオンライン化できること、さらには添付書類の省略をすることというものが新たに可能となる法手続きとなりましたので、その部分を追加させていただいたという内容でございます。

○岡崎 勉委員長

よろしいですか。

○古橋智樹委員

はい。

○設楽健夫委員

先ほどの続きになりますけれども、この44ページのところにもう1回こだわりますけれども、規則等ということについては分かりましたけれども、電子情報処理組織含めて今2015年5月18日の6つの手続きですか、説明がありましたね。今後、この新しい規則や告示等で始まるサービスについて、どういうものができるようになるのかということについては、今までとこれ以降ということで、市民に対してもきちっと説明をしていく必要がある。条例はどのような条例で、規則等をここに書いたのか、

あるいは告示でこうするように今後進めていくのかということを含めて整理をして、我々にも案内をしていただきたいし、市民に対しても案内をしていただきたいなと思いますけれども、いかがですか。

○総務課長（坂本重男君）

今般の条例の改正に当たりましては、先ほど申し上げた主に3つの点が追加されたという状況でございます。そして、個々の手続きについては、電算システムの構築なり、そういったものも必要になりますので、現在どの手続きが新たに開始するかというところまでは整理しておりません。ただし、こういった手続きが可能となる規定を設けましたので、そういったものを庁内にも周知をしまして、住民の皆様がサービスが容易になるような手続きが可能であれば広めていくというような対応をさせていただくよう考えたいと思っております。

また、そちらについては、情報広報課が担当でありますので、そちらとよく相談等をしながら、手続きが増える対策をさせていただければと思います。また、そうした際には必要に応じて住民の皆様へも周知などをするように努めたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑等を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

約10分間、よろしく願います。 [午前11時10分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。

[午前11時19分]

○岡崎 勉委員長

次に、議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、総務部から特に補足説明等はございませんか。

○総務部長（木村俊夫君）

それでは、私から総務部所管におけます総務課並びに検査管財課の議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）について、ご説明を申し上げます。

まず初めに、総務課で所管いたします内容でございます。

議案集27ページの9款1項4目の内容でございます。事業につきましては、05災害対策費、06災害対策事業(政策)、08防災無線事業(政策)の3つの事業で1152万9000円の歳出を予定してございます。

まず、05災害対策事業につきましては、災害対策費で255万円を用意してございまして、こちらにつきましては、避難所におけます避難者の感染防止のための物品の購入を予定してございます。避難所用の間仕切りテント200個等を購入する予定でございます。

続きまして、06災害対策事業(政策)につきましては、自治総合センターコミュニティ助成金の60万円について、大塚団地区の自主防災用資機材の購入費用として助成するものでございまして、使用目的としては、発電機、さらには防災倉庫等の整備に係るもので、助成金から交付金として交付するものでございます。

続きまして、08防災無線整備事業(政策)でございますが、837万9000円につきましては、現在霞ヶ浦庁舎に設置してあります防災無線の装置等を千代田庁舎防災センター2階に移設するための移設及び改修の工事の費用となっております。

続きまして、検査管財課の内容でございます。こちららにつきましては、上段の部分でございます。2款1項6目03の千代田庁舎等財産管理事業で、5223万9000円でございます。こちららにつきましては、防災センターの非常用発電機の能力向上を図るものでございまして、既存の発電機の能力が3時間程度であったものを、燃料の供給なしで72時間稼働可能な発電ができる機器に更新をするという内容でございます。こちらにつきましては、先ほど総務課所管のご説明を申し上げましたように、防災無線等を千代田庁舎に移設するに当たりまして、設備の管理面から長時間可能な電源の供給を行うために設置する内容でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、総務部に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

非常用発電機の更新というのは、今のはもう古い。更新と言うから古いやつはもう廃棄するということですね。

○総務部長(木村俊夫君)

そういう内容でございます。新しいものに変えていくということでございます。

○佐藤文雄委員

それから、災害対策でかなりのフォローをしようということですが、ちょっと数字的なことがよく分からないので、大体対象人数はどのくらいを想定されているのですかね。避難者の想定人数は。

○企画監(大和田 浩君)

かすみがうら市で昨年の台風19号の際に避難した人数が、最大で157名おりました。この人数を想定して、段ボールベッドなどの購入をしております。

○佐藤文雄委員

157人程度ということですか。

○企画監(大和田 浩君)

今回の購入につきましては、具体的には避難所の間仕切り用のパーティションとしてテントを200個、避難用のマットを200個、段ボールベッド100個を購入しております。これにつきましては、今言いました157名を基にしております。

○設楽健夫委員

消防費の06災害対策事業（政策）の自治総合センターコミュニティ助成金とありますね。これの要件としては、自主防災組織が前提となるのですか。

○総務部長（木村俊夫君）

こちらにつきましては、先ほど市民協働課でもご説明があったと思いますが、自治総合センターコミュニティ事業といたしまして、こういった形で自治体の総合コミュニティセンターに活用できるような内容となっております。

○設楽健夫委員

災害対策費ということで自治総合センターコミュニティ助成金という項目の記載がありますので、これは防災という意味での自主防災組織が市内でつくられてきていると思いますけれども、それが前提となった予算なのかなという質問です。

○企画監（大和田 浩君）

本件の助成対象であります。自主防災組織育成助成事業として、一定地域の住民が、当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織またはその連合体が行う地域の防災活動に直接必要な設備等（建築部、消耗品は除く）の整備に関する事業ということでもあります。ですので、自主防災組織を対象にしております。

○設楽健夫委員

といいますと、先ほどの説明とはちょっと異なりますよね。現在、自主防災組織で発電機が導入されているところはどのぐらいあるか、ちょっと教えていただけますか。

○企画監（大和田 浩君）

現状、こちらで把握している部分についてはございませんが、確認してみたいと思います。

○来栖丈治委員

総務費の財産管理費で、先ほど佐藤委員から質問された部分ですが、非常用発電機の更新ということです。老朽化したということと、発電能力を上げるということで説明いただきましたが、これまでのものはいつ設置されたもので、発電能力がどれくらいで、今度予定しているものは発電能力はどの程度なのか教えていただきたいと思います。

○検査管財課長（加藤洋一君）

現在の発電機につきましては、平成8年度の防災センター建設時に設置したものでございまして、設置後23年が経過しております。現在の能力としましては、燃料の供給なしで3時間の稼働ということになっております。更新後につきましては、外部からの供給なしで72時間の稼働を可能とするということでございます。

○来栖丈治委員

72時間、大幅なアップが期待できるということですが、財源が地方債ということですが、国から何か助成措置とかはあるのかどうなのか、確認したいと思います。

○検査管財課長（加藤洋一君）

緊急防災・減災事業債というものがございまして、そちらを活用する予定でございます。

[来栖丈治委員「それが有利だからとか、それは言わなくちゃ。それ有利だからとか。それで積極的に国がやっているからとか、そこまで答えてよ」と呼ぶ]

○総務部長（木村俊夫君）

大変申し訳ございません。こちらの起債を100%活用いたしますが、起債の70%が地方交付税の交

付金として算入されますことから有利でございますので、こちらを使わせていただきます。

○来栖丈治委員

すみません、消防費の12番、14番関連ですが、防災センターへ防災無線の放送室を移設するというに伴うことだと思っておりますが、現在、この放送室機能というのはどこにあって、今度防災センターのどこに、どの程度の広さで設置するのか説明していただきたいと思っております。

○企画監（大和田 浩君）

現在、放送室につきましては、霞ヶ浦庁舎に設置してあります。今年度、千代田庁舎の防災センターに移設するのですが、それにつきましては、2階の突き当たりの左側のスペース、29.4平米の面積に設置する予定であります。

○宮嶋 謙委員

関連ですけれども、まずその移設の必要性と、移設して運営上何がどう変わるのかというのをちょっと教えていただきたいんですけども。

○企画監（大和田 浩君）

移設の必要性であります。総務省から災害対策本部が設置してあるところに防災行政無線の親機を設置するようにと指導がありましたので、今回の防災無線の事業の中で移設するというものであります。現在、防災行政無線につきましては、リモートコントロールで、千代田庁舎で主に作業しております。親機がこちらに移ったからといって、業務については、特に大きく変更はございません。ただ、やはり親機がこちらにあるということで、そのリモートコントロールする部分が必要で、遮断されたりということがありませんので、その部分が有利になると思っております。

○古橋智樹委員

私も今の質疑の関連ですが、引っ越しの785万1000円は、ほぼ一般財源を持ち出しているように予算書から見れるのですが、これは抱き合わせというか、一式で発電機の工事等、名前も変えて有利な制度で事業債、財源にすることはできなかったということでしょうか、ということでしょうか。

○企画監（大和田 浩君）

財政部門とは、緊急防災・減災事業債が使えないかということで一度協議をしたんですけども、協議の結果、今回のような形になったと聞いております。

○古橋智樹委員

だから、何でできなかったかということ、聞いたんです。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先ほどご説明がありましたように、緊急防災・減災事業ということで起債対象となっているものが発電機の整備でございます。そちらにつきましては、こちらの中のメニューがございまして、防災拠点施設ということで、そちらの整備をするものでございます。また、こちらにつきましては防災行政無線が設置されておりますので、移転につきましては単費ということで、今回の緊急防災・減災事業の対象からは外れるということございまして、一般財源での整備ということとなっております。

○古橋智樹委員

国が本部のところに持ってこいという先ほどの説明があったのに、適用にならないと突っぱねられてしまうのはちょっと残念ですけども、本当なのかね。こういうご時世で非常に大事なことだと思うんですけども、回答は結構です。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結いたします。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第24号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第24号につきましては、補足説明等はありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

みなし支援員というのはどういう方ですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

放課後児童クラブにおきましては、基本的には研修を受けた放課後児童支援員が2名以上必要となっております。実際、今のところは1クラブ2名以上おりますので、問題はございませんが、仮にこの方がいない場合には、放課後児童クラブを開設することができません。ですので、みなし支援員といたしまして保育士、学校教員の免許を持っている者などで、研修を受ければ支援員の資格が取れるという方を、緊急の場合におきましては支援員として扱うことができるという内容でございます。

○佐藤文雄委員

今は、正職員が2人いればいいよと。増えた場合に、それだけの資格を持っている人が指導員になれるような仕組み、そういう方がみなし支援員という言葉で、範疇としてはそういうことを示しているのですか。ちょっと説明がよく分からない。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

みなし支援員につきましては、保育士をやっていた方、学校の先生をやっていた方など条件がございまして、その方が放課後児童クラブの支援員として仕事をするのですが、その場合に、正式な支援員といたしましては、県もしくは政令指定都市などの研修を受けなければ認定されないという部分がございます。その研修を受けた資格のある方をみなし支援員としまして、緊急のときにはその方を支援員として扱うことができるという内容でございます。

○佐藤文雄委員

はい、分かりました。従うべき基準から参酌すべき基準というのが、このみなし支援員にありますよね。これはどういうことと理解すればいいのですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

国が従うべき基準から参酌すべき基準ということに変わりがまして、この基準につきましては、各市町村で検討していただければということだとは思いますが。こちらにつきましては、現在、先ほども言いましたけれども、支援員は各クラブ2名ずつ確保されておりますので、問題ないかとは思いますが、今回のような緊急事態で1日開けたりするときになりますと、支援員の方の数が足りなくなる場合がございます。そういうときにはみなし支援員の方に入っていただく場合もございますので、市といたしましても延長する内容でございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第27号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等をございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第27号につきましては、補足説明等は特にありませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○岡崎 勉委員長

それでは、質疑等をございませしたら、挙手の上、ご発言をお願ひいたします。

○佐藤文雄委員

全員協議会でちょっと聞いたと思うんですが、財源については、いわゆる介護保険制度の財源の割合、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1というふうな割合と理解してよろしいですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

はい、そのとおりでございませ。

○佐藤文雄委員

それから、これは議案第29号で質疑したほうがいいですね。議案第29号にいろいろ書いてあるから、議案第29号で質疑をします。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

○岡崎 勉委員長

次に、議案第28号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第5号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第28号につきましては、保健福祉部内の介護長寿課、社会福祉課及び健康づくり増進課からおのおの補正予算を計上してございますので、各担当課長より説明をさせていただきたいと思っております。

○岡崎 勉委員長

それでは、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○介護長寿課長（小泉一司君）

議案集の26ページをお開きください。

歳入になります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、6節介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金604万8000円。続きまして、中段の16款県支出金、1項負担金、1目民生費県負担金、6節介護保険事業費負担金、低所得者保険料軽減負担金302万4000円になります。これは、消費税率の引き上げによる財源を活用いたしまして、介護保険料の軽減を図るため、介護保険施行令と介護保険の国庫負担の算定等に関わる政令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、第1被保険者であります低所得者、第1段階、第2段階、第3段階の方に対して保険料の軽減をするためのものです。

続きまして、27ページをお願いします。

歳出になります。

中段、3款民生費、1項社会福祉費、7目介護保険費、27節繰出金、04介護保険特別会計繰出事業1209万8000円になります。低所得者であります第1段階、第2段階、第3段階の介護保険の保険料となりまして、一般会計から介護特別会計への繰出金となります。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○社会福祉課長（金子俊文君）

それでは、社会福祉課の補正予算について、補足説明をさせていただきます。

議案集27ページをお願いいたします。議案概要書は12ページでございます。

議案集27ページ、中段になります。3款3項1目生活保護総務費、04生活保護適正化推進事業（政策）でございます。12節生活保護システム改修委託ということで、66万円の補正でございます。また、その下、2目扶助費、02生活保護等扶助事業、19節委託事務費27万円の補正でございます。内容といたしましては、令和2年4月に生活保護法が改正されまして、単身で生活することが困難な生活保護受給者についてサービスの質が確保された施設、いわゆる日常生活支援住居施設において、必要な日常生活上の支援を受けて生活ができるという仕組みが創設されたものでございます。日常生活支援住居施設の施行に伴いまして、施設への委託事務費を計上する機能等を追加するための生活保護基幹システムの改修ということで66万円の補正でございます。また、10月から制度が開始されますので、10月から6カ月分の委託事務費27万円の補正でございます。

○岡崎 勉委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、社会福祉課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

1人の方で生活保護を受けるけれども、その方が日常的な暮らしが自立できない。その人の生活支援をするために制度が設けられたと言うのですが、ちょっとよく分からないので、このことについてもうちょっと詳しく説明していただけますか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

生活保護を受給されている方の中に必要な日常生活ということで、食事でありますとか洗濯、薬の服用、金銭管理、そのようなことが1人でなかなか難しいという方がいらっしゃいますので、そのような方に日常生活上の支援を事業所に委託しまして、その事業所に事務費ということで費用をお支払いする形でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、住まいは現状のまま。1人の生活保護をしている人。そこにそういう支援員がフォローする。何か介護保険制度に似ているかなと思うのですが、そういう方を支援する制度が今度できたと。介護保険とはまた別で、生活保護という枠の中でやりますよと。それが次の委託にも関わってくると思うのですが、当市では2名分の中身だよということでしょうか。

○社会福祉課長（金子俊文君）

はい、委託事務費については現在2名の委託費でございます。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑を終結いたします。

続いて、説明を求めます。

なお、説明は簡潔にお願いいたします。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、健康づくり増進課所管の補正予算につきましてご説明いたします。

議案集27ページをご覧いただきたいと思います。議案概要書は14ページでございます。

議案集、下から2段目になります。歳出で、4款1項5目13節使用料及び賃借料となっております。内容につきましては、AED借上料となっております。農村環境改善センター、それから古民家江口屋、活性化センター直売所の3台分につきまして、7月から来年3月までの9カ月分のリース料の計上となっております。内訳としましては、AEDリース料月5,000円掛ける3台の9カ月分及び消費税となっております。14万9000円について増額の補正をお願いするものでございます。

○岡崎 勉委員長

それでは、健康づくり増進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前11時53分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前11時54分]

これより、議案第28号について討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前11時54分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前11時55分]

○岡崎 勉委員長

次に、議案第29号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

議案第29号につきましては、特に補足説明等はございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○岡崎 勉委員長

それでは、介護長寿課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

低所得者の介護保険料の負担軽減の強化ということですが、1段階、2段階、3段階、それ

ぞれのことについては、これは説明しないということではなくて、きちっと説明をすればよろしいのではないですか。説明してください。

○介護長寿課長（小泉一司君）

低所得者であります第1段階の方なのですが、生活保護受給者、あとは老齢福祉年金受給者で、世帯全員住民税非課税の方、年金収入が80万円以下で、世帯全員が住民税非課税の方が第1段階です。

第2段階といたしまして、年金収入が80万を超えて120万以下で、世帯全員の住民税が非課税の方が第2段階となります。

第3段階といたしまして、年金収入が120万円超えの、世帯全員住民税非課税の方が対象となります。

○佐藤文雄委員

ですから、その3段階のことについて説明した後に、減額はこの対象が何人かで金額が幾らだと書いてますけれども、同じように第2段階は何人で幾らだ、第3段階は何人で幾らだと説明していただければ完璧なんですけど、いかがですか。

○介護長寿課長（小泉一司君）

失礼しました。第1段階の方は、保険料額が2万3850円から1万9080円、該当者が1,875人です。

第2段階は、3万9750円から3万1800円になりまして、該当者が769人です。

第3段階につきましては、保険料が4万6110円から4万4520円になりまして、該当者が689人となっております。

○岡崎 勉委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○岡崎 勉委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、執行部の方には退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午前11時59分]

○岡崎 勉委員長

会議を再開いたします。 [午前11時59分]

○岡崎 勉委員長

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岡崎 勉委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、以上をもって令和2年第2回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

長時間、大変ご苦勞さまでした。

ありがとうございました。

閉 会 午後 0時00分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年第2回定例会議案審査特別委員会

委員長 岡崎 勉